

静岡市上下水道局庁舎駐車場運営事業者
募集要項

令和5年3月

静岡市上下水道局水道部水道総務課

TEL 054-270-9124

FAX 054-270-9122

目 次

募集概要

- 駐車場管理運営事業者募集要項 2～10

様式

- 応募申込書兼誓約書（様式1号） 11
- 応募価格書（様式2号） 12
- 質問書（様式3号） 13
- 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式4号） 14～18
- 静岡市上下水道局庁舎駐車場営業事業者応募申込確認書（様式5号）
. 19～21

駐車場管理運営事業者募集要項

1 趣旨

静岡市上下水道局では、市有財産の有効活用を図りながら、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、静岡市上下水道局庁舎の駐車場を運営する事業者を募集します。

本募集要項は、駐車場を運営する事業者を公募により選定する手続きについて必要な事項を説明するものです。

2 施設概要等

- | | |
|----------|--|
| (1)施設名 | 静岡市上下水道局庁舎 |
| (2)所在地 | 静岡市葵区七間町 15 番地の 1 静岡市上下水道局庁舎 |
| (3)施設面積 | 全体面積 390.01 m ²
今回募集する占有面積 152.50 m ² |
| (4)駐車台数 | 13 台（うち車いす使用者用駐車区画 1 台） |
| (5)最低貸付料 | 年額 390,000 円（税抜） |
| (6)平面図 | 別紙 1 「上下水道局庁舎 1 階駐車場平面図」のとおり |

3 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| (1) 公募開始（本要項の配布） | 令和 5 年 3 月 3 日（金） |
| (2) 質問書の受付期間 | 令和 5 年 3 月 3 日（金）～ 3 月 15 日（水）正午まで |
| (3) 応募申込書の提出期間 | 令和 5 年 3 月 3 日（金）～ 3 月 15 日（水）正午まで |
| (4) 質問書への回答 | 令和 5 年 3 月 20 日（月） |
| (5) 応募申込確認書送付 | 令和 5 年 3 月 23 日（木）までに発送 |
| (6) 応募価格書の提出 | 令和 5 年 3 月 29 日（水）正午まで |
| (7) 運営事業者の決定 | 令和 5 年 3 月 30 日（木） |
| (8) 契約締結予定日 | 令和 5 年 4 月 1 日（土） |
| (9) 貸付期間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日 |

ただし、令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 5 年 4 月 30 日（日）の 1 か月間は機材設置等の駐車場整備準備期間とし、供用開始（開業日）は令和 4 年 5 月 1 日（月）からとします。

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。

- (1) 本要項に定める条件に対応できる能力があり、かつ直接運営を受託することが可能な者。
- (2) 団体及び代表者等が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人にあつては静岡市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては静岡市内で営業を営んでおり、静岡市の市民税（法人市民税又は個人市民税）を納付していること。
- (5) 駐車場の管理運営業務について 3 年以上の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により運営等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか受ける見込みであること。
- (7) 次のアからオのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 駐車場使用条件等

(1) 運営許可日

以下を運営許可日（許可時間）とします。

ア 閉庁日（静岡市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日）の0時から24時

イ 閉庁日前日の18時から24時まで

ウ 閉庁日後日の0時から6時まで

〈例〉令和5年11月の場合

曜日	火	水	木	金	土	日	月	火
日にち	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
平日/ 閉庁日	平日	平日	閉庁日 (祝日)	平日	閉庁日	閉庁日	平日	平日
運営許可 時間	運営 不可	18時～ 24時	0時～ 24時	0時～6時 及び 18時～24時	0時～ 24時	0時～ 24時	0時～ 6時	運営 不可

※利用者が運営許可日（許可時間）内に精算（出庫）できなかつた場合でも徴収できる料金は運営許可日（許可時間）内分とします。またその場合、事業者の責任において、利用者が精算を終えるまで出庫させない機能を設けてください。その車両の処理（利用者との交渉等）は事業者で行ってください。

(2) 駐車場料金

運営時間の駐車場料金については、市と協議の上、事業者が決定できるものとします。ただし、上下水道局への来庁者、庁舎維持管理及び災害対応等、庁舎管理者が必要と認める車両においては、駐車場運営事業者にて利用時間のすべてを無料とする処置を講じるものとします。

(3) 貸付料等

ア 駐車場施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付けとします。

なお、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約とし、借地借家法の規定の適用はないものとします。

イ 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとします。ただし、令和5年4月1日から令和5年4月30日の期間は機材設置等の駐車場整備に要する期間とし、供用開始（開業日）は令和5年5月1日からとします。

ウ 貸付料

本市が設定する最低貸付料以上で価格提案のあった最高の価格をもって貸付料

とします。なお、駐車場運営事業者を決定し賃貸借契約する際には、価格提案のあった貸付料に消費税等を加算します。

令和5年度の貸付料は、応募価格に12分の11を乗じて得た額（円未満切捨）とします。

なお、貸付料は、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入して頂きます。

また貸付料の発生は令和5年5月1日からとします。

エ その他必要経費等

駐車場を管理運営するために設置する機器の電気料相当額は別途請求します。電気料相当額は、庁舎の施設電気料単価に消費電力量を乗じたものです。消費電力量は、電力量計（子メーター）の示数によります。電力量計（子メーター）は駐車場運営事業者が設置してください。

(4) 利用者の問い合わせ対応

駐車場の営業時間は、駐車場運営事業者が設置する精算機等のインターホン設備による利用者対応を駐車場運営事業者が行ってください。また、回線設備等の機器設置にあたって、事前に本市の承認を受けてください。

(5) 駐車場の運営に係る設備

駐車場運営において必要とする設備等がある場合は、駐車場運営事業者の費用負担により用意してください。また、機器、設備の更新、改修、修繕、模様替その他、原型を変更する場合は、駐車場運営事業者の費用負担により実施するものとし、事前に書面により本市の承認を受けてください。駐車券発行機等を設置する場合は、駐車券、精算機の領収書等の発行に係る補充は運営事業者で行ってください。

(6) 駐車場案内看板の設置

ア 設置場所

駐車場入口（敷地南側）側植栽内及び駐車場出口（敷地北側）側植栽内

イ 案内看板の種類

料金体系看板（2500mm×1500mm以下）、進入路・満空表示看板（1000mm×1000mm以下）の2種類とし、高さ3500mm以下で設置してください。

ウ その他

本市が事業実施する屋外広告物及び自動販売機等が当該案内看板付近への設置となった場合、調整事項等が発生したときはこれに応じてください。

(7) 路面案内表示の設置

ア 設置場所

駐車場及び車道の路面

イ 路面案内表示の種類

駐車場利用者が視認しやすい、色及びフォントを選定し設置してください。

ウ その他

駐車場内に竹下歯科専用駐車場が2台分あるため、駐車場利用者が誤って駐車

することがないように、必要な案内看板及び路面案内表示を設置してください。

(8) 車いす利用者用駐車区画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、車いす利用者用駐車区画を1台確保し、車いす利用者等が優先して使用できるように配慮し運用してください。

(9) 営業状況の報告

駐車場運営事業者は、運営に係る毎月の入庫台数及び収支、年間決算について、本市に報告してください。その他必要に応じて、本市の指示に従い所定の資料を提出してください。

(10) 使用上の制限

- ア 駐車場運営事業者は、貸付に基づく権利の全部または、一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入し、若しくは担保に供し、または営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。
- イ 駐車場運営事業者は、駐車場の土地の形質を改変することはできません。
- ウ 駐車場運営事業者は、駐車場及び設置した工作物を駐車場以外の目的に使用することはできません。
- エ 駐車場運営事業者は、駐車場に建物を設置することはできません。

(11) 駐車場運営事業者の義務

- ア 駐車場運営事業者は、善良なる管理者の注意をもって駐車場を使用してください。
- イ 駐車場事業者には、駐車場を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。
- ウ 駐車場事業者は、市が駐車場の管理上必要な事項を駐車場事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。
- エ 駐車場事業者は、駐車場の使用にあたり、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければなりません。

(12) 契約の解除

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて駐車場事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

- ア 駐車場事業者が、前記(10)に違反、あるいは前記(11)の義務を果たさない場合
- イ 駐車場事業者が有料時間貸駐車場を開設しなかったとき
- ウ 市が駐車場を、公用又は公共用に供するため必要とするとき

(13) 貸付期間満了時の条件等

- ア 駐車場事業者は、貸付期間が満了する場合及び前記(12)により契約を解除された場合、自ら構築したものについて、自己の負担で原状回復するものとします。但し、これらの構築物は市と協議し、市が承認した場合、市に帰属するものとします。なお、現駐車場事業者が引き続き使用することが明らかになったときは、原状回復することなく引き続き使用することができます。また、駐車場事業者と現駐車場事業者との間で、原状回復させることなく引き続き使用する引継ぎの協議が整った場合も同様とします。
- イ この場合、駐車場事業者は市に対し返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることはできません。

(14) その他

この要項に定めのない事項や運営に際し疑義が生じた事項については、本市と営業事業者が協議して定めるものとします。

6 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和5年3月3日(金)から令和5年3月15日(水)正午まで
(午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで)
※令和4年3月15日(水)のみ正午まで
※土曜日、日曜日、祝日は除く

(2) 申込受付場所

静岡市葵区七間町15番地の1 静岡市上下水道局庁舎6階
静岡市上下水道局水道部水道総務課広報・危機管理係

(3) 申込必要書類

- ア 応募申込書兼誓約書(様式1号)
- イ 法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は、本籍地の市町村で発行を受けた身分証明書(写し可、3か月以内の発行のもの)
- ウ 印鑑証明書(写し可、3か月以内の発行のもの)
- エ 納税証明書(直近1年分・写し可)
①国税:「法人税」又は「所得税」、「消費税及び地方消費税」に未納がない証明書
②市税:「法人市民税証明書」又は「個人市民税証明書」、「固定資産税証明書」
- オ 駐車場の管理運営に関する営業実績(書式自由)
- カ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式第4号)

(4) 申込手続

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。
(郵送、電話、ファックス、電子メールによる受け付けは行いません。)

(5) 参加申込確認

提出された応募書類の審査を行い、参加資格を満たした方に参加者番号を記載した応募申し込み確認書（様式5号）を令和5年3月23日（木）までに発送します。

7 質問書の提出及び回答

本要項に関する質問は、すべて質問書によるものとします。質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

(1) 受付期間

令和5年3月3日（金）から令和5年3月15日（水）正午まで
（午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで）
※令和5年3月15日（水）のみ正午まで
※土曜日、日曜日、祝日は除く

(2) 提出方法

質問書（様式3号）を使用又は参照し、FAX又は電子メールにより送信してください。送信後、電話で質問書送信の旨をご連絡ください。また、直接持参による提出も可能です。それ以外の方法（電話、口頭）による質問は一切応じません。

(3) 送信及び提出先

静岡市上下水道局水道部水道総務課広報・危機管理係
電 話：054-270-9124
FAX：054-270-9122
メールアドレス：suidosomu@city.shizuoka.lg.jp

(4) 質問書への回答

令和5年3月20日（月）

(5) 回答方法

質疑内容を整理したうえで、応募申込を行った応募資格者全員に電子メールにて回答します。

8 応募価格書の提出

(1) 提出期限

令和5年3月29日（水）正午まで
（午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで）
※令和5年3月29日（水）のみ正午まで
※土曜日、日曜日、祝日を除く

(2) 提出先

〒420-0035
静岡市葵区七間町15番地の1
静岡市上下水道局水道部水道総務課広報・危機管理係

(3) 提出書類

ア 応募価格書（様式 2 号）

イ 応募価格書用封筒（表面に件名、参加番号、応募者名を記入）

応募価格書（ア）は、件名等を記載した封筒（イ）に入れて提出してください。

(4) 提出方法

提出期限までに、提出先に直接持参してください。

（郵送、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。）

(5) 留意事項

郵送及び直接持参の両手法とも、提出期限以降の受理は一切行いません。提出期限を過ぎた応募価格書については無効とします。応募価格は、年額の使用料（税抜き）を表示してください。

9 応募価格書の審査

「4 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、静岡市が設定した最低貸付料以上で最高の応募価格で申し込みを行った方を候補事業者とします。

また、最高となるべき応募価格での申し込みが 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじ引きにより決定します。

なお、最高の応募価格で申し込みを行ったものが、募集要件等を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次位応募価格申込者（次位者が 2 者以上ある場合は、くじにより決定します。）を運営事業者とし、次位応募価格申込者が同様に募集条件を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。

10 結果通知

運営事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び運営事業者名を通知するとともに静岡市ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

11 契約の手続き

結果の通知後、契約予定者と速やかに契約内容について調整後、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付けによる契約を行います。

12 運営事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、運営事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合

(2) 運営予定事業者が応募者の資格を失った場合

(3) その他運営予定事業者が本件契約の相手方として不適当と認められる場合

13 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、運営事業者の負担とします。

14 募集に関する問い合わせ先

静岡市上下水道局水道部水道総務課広報・危機管理係
静岡市葵区七間町 15 番地の 1 静岡市上下水道局庁舎 6 階
電 話：054-270-9124
FAX：054-270-9122
メールアドレス：suidosomu@city.shizuoka.lg.jp

令和 年 月 日

応募申込書兼誓約書

(宛先) 静岡市公営企業管理者

(申請者)

所在地

名称

代表者職氏名

印

上下水道局庁舎駐車場の運営事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 参加資格

この申し込みに当たり、次の(1)～(7)の条件を満たしています。

- (1) 本要項に定める条件に対応できる能力があり、かつ直接運営を受託することが可能な者。
- (2) 団体及び代表者等が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人にあつては静岡市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては静岡市内で営業を営んでおり、静岡市の市民税(法人市民税又は個人市民税)を納付していること。
- (5) 駐車場の管理運営業務について3年以上の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により運営等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか受ける見込みであること。
- (7) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものでないこと。

2 連絡担当者

- (1) 所属
- (2) 職氏名
- (3) 電話番号
- (4) E-mail

応 募 価 格 書

- 1 応 募 物 件 静岡市葵区七間町 15 番地の 1
静岡市上下水道局庁舎駐車場
専有面積 152.50 m²

この物件について、募集要項の各条項を承諾の上、下記の応募価格で申し込み
ます。

記

	百	拾	万	千	百	拾	円
応募価格					0	0	0円

- 1 応募価格は、静岡市が設定する最低賃借料以上の金額を記入してください。
- 2 応募金額は、年額として、千円単位（税抜き）で記入してください。
- 3 令和 5 年度は、応募価格に 12 分の 11 を乗じて得た額とします（円未満切捨）。

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市公営企業管理者

課税業者 免税業者

住 所

応募者 名 称

氏 名



(宛先) 静岡市公営企業管理者

所在地
名称
代表者

(担当者) 担当部署
氏名
電話番号
電子メールアドレス

質 問 書

質問事項	回答

※本事業に係る質問事項があれば、令和5年3月15日(水)正午までにFAX又は電子メールにより送信してください。送信後、電話で質問書送信の旨をご連絡ください。
直接持参のよる提出も可能です。それ以外の方法(電話、口頭)による質問は一切応じません。

※ 提出先：静岡市上下水道局水道部水道総務課広報・危機管理係
メールアドレス：suidosomu@city.shizuoka.lg.jp
電話番号：054-270-9124 FAX：054-270-9122

様式4号

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 静岡市公営企業管理者

住 所

商号又は名称

印

代表者職氏名

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第1項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第1項各号に該当するものと判明し、静岡市からは是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

別紙

商号又は名称 _____

役員等氏名一覧

役職名	氏名 カナ	氏名 漢字	住所	性別 (男女)	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)

(注)

- 1 個人の場合は、本人についてのみ記載し、その記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。
- 2 法人の場合は、法人登記の現在事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（取締役、監査役等のほか、支配人が契約を締結する場合には、その者も含む。）全員を記載し、現在事項全部証明書（発行日から3月以内に発行されたもの。写し可）を添付してください。
- 3 委任先がある場合は、受任者についても記載してください。
- 4 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、静岡市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

<記載例 法人で契約の相手方を支店等に委任する場合>

別紙には、商業登記簿謄本の役員に関する事項に記載されている、役員全員及び委任された支店長等の役職名、氏名（フリガナを含む）、住所、性別及び生年月日を記載してください。

別紙

役員等氏名一覧

	役職名	氏名 カナ	氏名 漢字	住所	性別 (男女)	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
①	取締役	シズミ ジュウロウ	清水 十郎	静岡市葵区■×番地	男	S×年×月×日
②	代表取締役	シズミ ハナコ	静岡 花子	静岡市葵区××丁目×番×号	女	S×年×月×日
③	代表取締役	スガ タロウ	駿河 太郎	静岡市葵区△△丁目△番△号	男	S×年×月×日
④	監査役	シズミ ジロウ	静岡 次郎	静岡市葵区○丁目○番○号	男	S×年×月×日
⑤	支店長	シズミ サブロウ	清水 三郎	静岡市清水区●丁目●番●号	男	S×年×月×日

商業登記簿謄本の役員に関する事項

役員に関する事項	取締役 清水 十郎 ①	平成〇〇年〇月〇日重任
		平成〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区××丁目×番×号	平成〇〇年〇月〇日重任
	代表取締役 静岡 花子 ②	平成〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区××丁目×番×号	平成〇〇年〇月〇日重任
	代表取締役 静岡 一郎	平成〇〇年〇月〇日登記
		平成〇〇年〇月〇日退任
	静岡市葵区△△丁目△番△号	平成〇〇年〇月〇日就任
	代表取締役 駿河 太郎	平成〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区△△丁目△番△号	平成〇〇年〇月〇日重任
	代表取締役 駿河 太郎 ③	平成〇〇年〇月〇日登記
	監査役 静岡 次郎 ④ (社外監査役)	平成〇〇年〇月〇日就任
	平成〇〇年〇月〇日登記	
会計監査人 静岡清水監査法人	平成〇〇年〇月〇日重任	
	平成〇〇年〇月〇日登記	

抹消されている役員は記載しないでください

役員が法人の場合は記載しないでください

<記載例 法人で契約の相手方を本社・本店とする場合>

別紙には、商業登記簿謄本の役員に関する事項に記載されている、役員全員の役職名、氏名（フリガナを含む）、住所、性別及び生年月日を記載してください。

別紙

役員等氏名一覧

	役職名	氏名 カナ	氏名 漢字	住所	性別 (男女)	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
①	取締役	シズミ ジュウロウ	清水 十郎	静岡市葵区■×番地	男	S×年×月×日
②	代表取締役	シズカ ハコ	静岡 花子	静岡市葵区××丁目×番×号	女	S×年×月×日
③	代表取締役	スガ タロウ	駿河 太郎	静岡市葵区△△丁目△番△号	男	S×年×月×日
④	監査役	シズカ ジュウロウ	静岡 次郎	静岡市葵区○丁目○番○号	男	S×年×月×日

商業登記簿謄本の役員に関する事項

役員に関する事項		
<p>抹消されている役員は記載しないでください</p> <p>役員が法人の場合は記載しないでください</p>	取締役 清水 十郎 ①	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区××丁目×番×号	平成〇〇年〇月〇日重任
	代表取締役 静岡 花子 ②	平成〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区××丁目×番×号	平成〇〇年〇月〇日重任
	代表取締役 静岡 一郎	平成〇〇年〇月〇日登記 平成〇〇年〇月〇日退任
	静岡市葵区△△丁目△番△号	平成〇〇年〇月〇日就任
	代表取締役 駿河 太郎	平成〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区△△丁目△番△号	平成〇〇年〇月〇日重任
	代表取締役 駿河 太郎 ③	平成〇〇年〇月〇日登記
	監査役 静岡 次郎 ④	平成〇〇年〇月〇日就任
(社外監査役)	平成〇〇年〇月〇日登記	
会計監査人 静岡清水監査法人	平成〇〇年〇月〇日重任 平成〇〇年〇月〇日登記	

<記載例 個人の場合>

別紙には、誓約書に署名されている方の氏名（フリガナを含む）、住所、性別及び生年月日を記載してください。役職名の欄は記載不要です。

<記載例>

別紙

役員等氏名一覧

役職名	氏名 カナ	氏名 漢字	住所	性別 (男女)	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
	フリガナを記載	□□ □□	静岡市葵区■×番地	男	S×年×月×日

※記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。

様式5号

04静水水水総第 号
令和5年 月 日

応募申込者各位

静岡市公営企業管理者
森 下 靖
(水道部水道総務課)

静岡市上下水道局庁舎駐車場営業事業者応募申込確認書

このたびは、静岡市上下水道局庁舎駐車場の売営業者募集に参加申し込みいただき誠にありがとうございます。

さて、応募申込確認書を送付しますので、募集要項に従い、提出期限の令和5年3月29日（水）正午までに応募価格書の提出をお願いします。

記

1 参加申込者名

2 参加者番号 ●番（参加申込整理番号。順不同です。）

応募価格書提出にあたっての注意事項

(見積の方法)

- 1 公募参加者は、所定書式によって応募価格書を作成し、次のとおり表示した封筒に入れ、令和5年3月29日(水)正午までに提出してください。

	応募価格書在中 (令和5年 月 日)
件 名	令和5年度 静岡市上下水道局庁舎駐車場運営事業者募集
参加者番号	● 番
応募者	所在地 名 称 氏 名

(消費税及び地方消費税に伴う応募金額の記入方法)

- 2 応募価格書には、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額(免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額)を記入してください。

なお、決定金額及び契約金額は、応募価格書に記入された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とします。

(応募価格書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 3 応募価格書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。

【例】

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	2	3	4	5	0	0	0

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は、認められません。

(応募価格書の書換え等の禁止)

- 4 提出された応募価格書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(見積りの無効)

5 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

- (1) 公募に参加するために必要な条件を満たさない者が見積りをしたとき。
- (2) 同一事項に対し、見積者及びその代理人がともに見積りしたとき、又は1人で一事項に対し、金額の異なった2以上の見積りをしたとき。
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 金額及び氏名その他見積りに関する要件を確認しがたいとき。
- (5) 公募参加者が協定して見積りしたとき。
- (6) 見積りに際して不正の行為があったとき。
- (7) 公募参加者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (9) その他見積りの条件に違反したとき。